

(公表版)

別記様式第13号 議事録

令和元年5月13日公表

平成30年度 第3回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	平成31年3月19日(火) 13:00~15:00 名古屋支社8F会議室	
出席委員 (敬称略。委員については、50音順。)	委員長:柴田 達男(前公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長) 委員:梅原 秀哲(名古屋工業大学 教授) 杉岡 治(弁護士) 中村 正典(弁護士) 八嶋 厚(岐阜大学 教授) 横田 直和(関西大学 教授)	
審議対象期間	平成30年8月1日~平成30年11月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工事(一般競争入札)	2件	
工事(特命契約)	1件	
調査等(指名競争入札)	1件	
調査等(標準プロポーザル)	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審議案件について、特に問題なし。ただし、次の点について検討を行うこと。 (検討事項) 低入札価格調査制度における調査基準価格の設定は、品質の確保を基本とし、実勢価格に合わせるよう検討すること。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）名古屋支社	
意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札監視委員会事務局の報告・審議（委員会規則第2条第3号）本社	
意見・質問	回答
特になし	—

3. 抽出事案の報告・審議	
(1) 工事（一般競争入札方式）	
工事名：東海環状自動車道 大安インターチェンジ他 IIC 造園工事	
① 本件は、調査基準価格を僅かに下回っているが、低入札調査を実施したとのことであった。低入札調査では、発注者、受注者ともに時間と労力をかけて調査しているが、今回のような僅差は異常値とは言い難く、低入札調査の対象とするのはどうかと思うが如何か。	① 公共工事の工事金額は、材料費や人件費の単価、歩掛などを調べて適正価格を算出しており、これを大きく下回る場合は、施工不良や下請けいじめといったリスクが大きくなるため、一定のルールに基づいて調査基準価格を設定しています。本工事では、応札価格と調査基準価格が結果的に僅差ではありましたが、応札価格が調査基準価格を下回ったため、低入札調査対象としています。これは、公共工事のダンピング対策として設定された一定のルールに基づく線引きの結果であり、妥当であると考えています。
(2) 工事（一般競争入札方式）	
工事名：名神高速道路 小牧橋他 5 橋下部工耐震補強工事（平成 29 年度）	
① 工事金額としては大型の工事であるが、入札に 1 社しか参加がなかったことについて、どのように考えているか。	① 本工事は、重交通の国道を規制して行う工事であり、また、インターチェンジのランプにおいて車両を通行させながら狭小部における工事を実施する必要があります。このため、交通規制の協議や狭小箇所での施工を敬遠されたのではないかと考えています。
② 橋梁の耐震補強を順次実施しているが、今回の耐震補強で強度がどのくらい増して、どのくらいの地震に耐えられるか。	② 熊本地震（平成 28 年）においては、本工事と同タイプの橋脚の柱が抜けて横にずれる形で橋桁が落下しています。本工事では、橋脚の上下をしっかりと繋ぐ対策工事を実施し、熊本地震と同規模の地震にも耐えられるようにしています。
(3) 工事（特命契約方式）	
工事名：東海北陸自動車道 高山管内立入防止柵工事（平成 29 年度）	
① 本工事では、発注者と受注者との間で当初積算額が大きく乖離していたが、確認協議の結果、発注者の積算額は上回るものの、受注者が一定の減額を行い契約締結に至っている。	① 本工事では、入札の際に応札価格が契約制限価格を上回ったため、不調特命見積協議に移行し確認協議を行って価格を決定しています。確認協議では、施工方法、材料費の積上げや歩掛の考え方などを確認し、これらに一定の妥当性が

<p>この契約締結に至った価格の妥当性について、説明していただきたい。</p> <p>② 確認協議は、契約内容を確定する協議であると思うが、NEXCO 側からは契約の決定権を有する者が出席しているのか。</p> <p>③ 不調特命見積協議に移行した場合は、「近隣の同種工事の施工者に意向確認」を行うこととなっている。本件は、立入防止柵工事であるところ、意向確認順次リストでは、遮音壁工事や防護柵工事の施工者が含まれているが、これらは同種工事に該当するのか。</p> <p>④ 一般的な請負契約は、契約当事者双方が合意した金額で契約を締結し、当該金額で契約内容を実施するものであるが、本件のように工事後に精算を行う場合、そのことを契約書上に特約条項として明記しているのか。</p>	<p>あれば、その価格で契約を締結します。ただし、工事実施後において、実際にそのような諸条件や考え方に基づいて施工がなされているかを確認し、施工内容などに適正性や妥当性が確認できないものがあれば、その分の費用は減額精算することとしています。</p> <p>不調特命見積協議は、このプロセスを確保することで、契約単価の妥当性を担保しています。</p> <p>② 確認協議には、当該工事等の主管部署や契約関係部署の担当者が出席します。当該協議の結果については、技術審査会の審議を経て契約責任者である支社長が決裁し、契約締結に至ります。</p> <p>③ 本件の意向確認順次リストでは、過去に立入防止柵工事の実績があり、かつ、名古屋支社管内で同種工事として道路付属物工事（立入防止柵工事、遮音壁工事、防護柵工事など）を施工中である者を選定しています。</p> <p>④ 不調特命見積協議による契約では、工事実施後に確認協議の内容と大幅な相違がある場合は、変更契約を行うことを契約図書に明記しています。本来の請負契約の趣旨からすると、当初合意した金額から変更なく工事を実施することが望ましい姿であると考えますが、入札不調が多い現状においては、このような方式を導入せざるを得ないのが実情です。</p>
---	---

(4) 調査等（指名競争入札方式）

件名：中央自動車道 座光寺パーキングエリアお手洗い棟改築等実施設計

<p>① 低入札調査結果報告書では、NEXCO が調査対象者に確認した事項が記載されているが、更に詳しい調査結果が別にあるのか。</p> <p>② 調査対象者から提出された資料が入札監視委員会に示されないと、何を確認して判断したのか検証できない。資料ボリュームの問題もあると思うが、重要な箇所だけでも添付していただきたい。</p>	<p>① 低入札調査にあたっては、調査対象者から、当該価格で入札した理由、手持ち業務の状況、過去に受注した同種業務の実績などに係る所定の書類を提出していただき、これらを基にヒアリングを実施しています。なお、これらの書類はかなりの量となるため、入札監視委員会では資料添付を割愛しています。</p> <p>② 次回以降は、重要な箇所をピックアップする等により添付させていただきます。</p>
---	---

<p>③ 委員会規則第2条第3号に基づく報告資料では、建築設計の平均落札率が57.14%と、調査等全体の平均落札率79.73%を大きく下回っている。この原因をどのように考えているか。</p> <p>④ 低入札調査結果報告書におけるNEXCOの設計額では、直接人件費と諸経費が同額となっているが、一般的に同額となるものなのか。</p>	<p>③ 特に、建築設計では、発注が新設の場合又は新設後数十年経過して更新する場合に限られるため、発注頻度が希少であるなどの理由から、受注意欲が高いものと想定されます。</p> <p>④ 当社の積算基準では、直接人件費の100%を諸経費としています。</p>
--	---

(5) 調査等 (標準プロポーザル方式)

件名：平成30年度 名古屋支社管内 交通事故分析および渋滞予測検討業務

<p>① 本件の落札率が100%となっている理由如何。</p> <p>② 本件と同様の調査はこれまで行われていないのか。</p> <p>③ 本調査の結果は、今後のNEXCOの業務にどのように活用できるのか。</p> <p>④ 一般的に解析業務では、様々なツールによって異なる結果が出てくるのが想定されるため、複数の会社に複数の方法で実施させて、その結果を比較検討した方が良いと思うが如何か。</p>	<p>① 本件は、標準プロポーザル方式による契約です。本方式は、NEXCOが求める業務の規模を1千万円程度と示した上で、その業務規模に見合う一番良い提案をした者を選定するものです。本件では、業務内容に関しNEXCOが積算基準を持ち合わせておらず、提案者の見積金額を基に積算額を算出したことから、落札率が100%となったものです。</p> <p>② 名古屋支社では今回が初めてです。</p> <p>③ 交通事故分析の面では、各路線においてどのような要因で事故が発生しているかを分析し、道路の新設工事や改良工事の際に、分析結果を基に事故発生要因を低減させる施工を行うことで、事故の発生を抑制できると考えています。渋滞予測の面では、専門的知見や経験値を有する社員の膨大な労力を必要とする現行の課題に対して、本調査の結果により機械的に実施できる部分があれば、業務量の軽減も期待できます。</p> <p>④ 本調査では、採用する分析方法により過去情報を用いてシミュレーションを行い、実際の過去の結果と照合することで分析方法と分析結果のロジックの正確性を確認しています。なお、ご指摘のとおり、解析・分析業務には様々な方法があると思いますので、本調査の分析方法以外にも良い方法があれば、検討していきたいと考えています。</p>
---	--

<p>⑤ 本件は、交通事故分析と渋滞予測という2つの特定テーマが仕様書の主な目的となっており、NEXCOとしても業務の方法などが特定できていないため、これらを含め提案してもらっているという理解で良いか。</p>	<p>⑤ そのとおりです。提案者には業務の方法などを含めて提案していただいています。</p>
<p>⑥ 「業務規模1千万円程度」と大きくかけ離れる場合は不適合とするということだが、「1千万程度」というのは曖昧ではないか。</p>	<p>⑥ 業務規模の示し方としては、概算金額で示す場合と、上限金額で示す場合があります。概算金額で提示する場合は、提示額のプラス・マイナス2割くらいまでを想定していますが、参考見積がNEXCOの提示した業務規模と大きくかけ離れていて、業務提案内容の妥当性が確認されなかった場合、又は技術提案内容に対して見積内容が不適切な場合には不適合となります。</p>